

2020年4月17日

健保加入者各位

味の素健康保険組合

1. 適用・給付業務について（保険証や加入内容、医療費や給付金に関すること）

（1）事業主経由での提出が必要な申請

申請書送付先の事業所担当者が自宅待機等により、事業主経由での申請書類（原本）の提出が困難な場合は、特例措置として事業主が申請書（PDF*）を受領した日を受付日とし、事務処理を実施します。
つきましては、申請書送付先の事業所担当者の指示に従って、申請書（および添付書類）をPDFにてご提出下さい。（但し、特例措置のため、後日、申請書（原本）が必要です。）

【対象となる申請書類】

①適用関係 *JPEG（写真）でも対応可能

- ・T-8 [資格喪失後の医療保険確認書（兼）任意継続被保険者資格取得申請書](#)
- ・T-1-1 [被扶養者異動届（認定申請）](#)
- ・T-5 [氏名・生年月日等変更（訂正）届](#)
- ・T-4 [被保険者証滅失届（訂正）兼再交付申請書](#)
- ・T-1-2 [被扶養者異動届（削除申請）](#) *喪失証明書の交付が必要なものに限る

※就職による届出につきましては、「緊急事態宣言」解除後、事業主経由でご提出下さい。

（注：味の素健康保険組合の保険証は使用しないで下さい。）

②給付関係 *PDFでのみ受付

- ・K-4 [傷病手当金・付加金請求書](#)
- ・K-3 [出産手当金・付加金請求書](#)

※申請書送付先が通常どおり稼働している場合は、各種申請に伴う申請書（および添付書類）を事業所担当者にご提出下さい。（送付先一覧にメールアドレス記載の事業所は、対応日数に時間を要します。）

申請書送付先一覧：<https://www.kenpo.gr.jp/ajinomoto-kenpo/contents/sinsei/pdf/tantou.pdf>

（2）被保険者から直接受け付ける申請

申請は、申請書に必要事項を記入し、健康保険組合まで郵送にて、お送り下さい。（〒104-0031 東京都中央区京橋 1-19-5 味の素本社ビル第2別館 味の素健康保険組合）社内メール便のご使用は、ご遠慮下さい。
なお、緊急措置として、E-Mail（PDF等添付）およびFAXによる申請も受け付けますが、必ず送信後は原本を郵送して下さい。

当面の期間、限度額認定証等は、月曜日・木曜日に交付し、指定の送付先へ郵送いたします。

【対象となる申請書類】

- ・T-6-1 [限度額適用認定申請書](#)
- ・T-7 [特定疾病療養受療証交付申請書](#)
- ・T-6-2 [限度額適用・標準負担額減額認定申請書](#)